

悪質な業者による

上下水道トラブル

注意報 発令中

私たちが生活するうえで、上下水道は切り離すことはできません。急な水回りのトラブルには当然修理が必要です。しかし、そこに付け入る悪質な業者によるトラブルや事件が、県内で数多く報告されています。

「自分は大丈夫」と思っていないませんか。

報告されている悪質な業者の特徴

- 言葉巧みに不安を煽る
- 役場などから依頼された業者を装い訪問する
- 強引に作業し、高額な金額を請求する
- 大声を出し、脅すような言い方をする

上下水道課からのお知らせ

- 役場が調査などを委託した場合は、広報紙や回覧板などで事前に周知します。
- 委託された業者は、役場上下水道課発行の身分証を携帯しています。
- 個別に訪問し、水質検査を行うことはありません。
- 浄水器などの機器をあつせんすることはありません。
- メーター器の交換は無償です。なお、交換作業の前にはチラシを配布します。

ケース1

「役場から依頼された」「役場の方から来た」などと言って、職員を装った人物が、「水道工事の計画があり、調査に来た」「水圧を強くする水道工事を予定している。水漏れの調査に来た」などと言って、家の中に入り込み、金品が盗まれるといった事件も発生。

対策1

上下水道課が業者に調査などの委託をする場合、事前に回覧板などでお知らせします。また、委託業者は上下水道課発行の身分証を携帯しています。怪しいと思ったら、身分証を確認し、

上下水道課にご相談ください。このケースでは、すぐに粕屋警察署に通報してください。

ケース2

業者が半ば強引に家に入り込み、蛇口から水を注ぎ、水に試薬を入れたら変色した。「このまま水道水を飲むのは良くない」などと言われ、不安を煽り、高額な浄水器を購入する契約をしてみました。

対策2

水道水は、水道法に基づき、雑菌の増殖を抑えるために塩素で殺菌しなけ

対策3

上下水道課では、水質検査について、業者に委託するなどして個別にご家庭を訪問して水質検査を行うことはありません。また、特定の浄水器販売やあつせんなども行いません。水質検査結果については、上下水道課にお問合せください。

ケース4

悪質な者が、水道メーター検針後に発行される検針票を抜き取り、その住人に掲示。住人は記載されている料金を請求され、その金額を支払ってしまった。

ケース5

メーター器(量水器)を交換すると言って、工事のそぶりを見せ、その代金として30万円を請求され、支払ってしまった。

対策5

メーター器(量水器)の交換は、計量法に基づき、須恵町では7年ごとに交換しています。交換時期を迎えたご家庭や企業に対しては、事前に周知するチラシを配布しています。なお費用については、役場の負担で行なっていますので、皆さんに費用を請求することはありません。

ケース6

「このままでは排水管が詰まって大変なことになる」などと言って不安を煽り、高額の工事契約を迫られた。

対策6

定期的に点検や清掃をすることは好ましいことですが、すぐに契約をせず、他の業者に見積もりを取るなど、検討してください。

上下水道のことは

上下水道課

☎ 932・1445 (ダイヤルイン)

☎ 932・1151 (内線232)

契約などに関することは

福岡県消費生活センター

☎ 632・0999

事件が発生したら、すぐに

粕屋警察署 ☎ 110

宅内工事に関することは

須恵町給水装置指定工事店および須恵町排水設備指定工事店にご相談ください。4月中旬から5月中旬の水道修理当番は27ページに掲載しています。

ればなりません。通常、水道水に含まれる残留塩素を測定する場合、ジエチルパラフェニレンジアミン法という方法で、DPD試薬を用います。この試薬を入れると塩素と反応し、ピンク色に変わります。これは、水道水がきちんと殺菌されていることの証拠です。

購入契約などに関する場合は、福岡県消費生活センターにご相談ください。

ケース3

役場から無料で水質検査をするように依頼されたかのような言い方をして訪問してきた。水質検査をし、後日、偽の検査結果を示して不安を煽るなどして、浄水器の契約を迫られた。

被害に遭わないために

1. むやみに業者を家にあげない
2. 身分証の掲示を求め、会社名・氏名・連絡先などを確認する
3. 怪しいと思ったら断る、相談する
4. すぐに現金で支払わない